

社会福祉法人和順会役員等報酬および旅費に関する規程及び基準

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人和順会（以下「和順会」という。）定款第9条、第24条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の報酬と評議員、役員、評議員選任・解任委員の旅費について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
 - (2) 役員とは、定款第16条第1項に定める理事及び監事をいう。
 - (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第1項に定める評議員選任・解任委員をいう。
- 2 報酬とは、法人との委任関係にある役員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 旅費とは、役員、評議員、評議員選任・解任委員が委任業務を行った場合の実費費用として支払われるものである。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は定款第9条の定めに従い、支給しないものとする。

(役員報酬)

第4条 役員の報酬は定款第24条の定めに従い、別表1の(1)により支給しないものとする。

但し、理事長及び常務理事が和順会職員との兼務でなく、常勤として業務に従事する場合の報酬は、別表1の(2)の支給基準により支給することができる。

なお、この場合、通勤手当及び賞与以外の手当は支給しない

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員の報酬は、評議員選任・解任委員会運営細則第5条の定めに従い、別表1の(3)により支給しないものとする。

(旅費)

第6条 役員、及び評議員、評議員選任・解任委員の旅費は、別表2の支給基準により支給することができる。

(適用除外)

第7条 第2条(2)及び(3)号に定める者が職員を兼務する場合並びに第4条但し書きに定める理事長、常務理事には、この規程を適用しない。

附則

第8条 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

但し、第6条の評議員選任・解任委員会の旅費に関しては平成29年2月1日より適用する。

別表1の(1)

理事及び監事の報酬

原則として無報酬とする。

但し、監事が法人の運営指導及び監査業務等を行った場合は、1回につき、10,000円を超えない範囲で支給することができる。

別表1の(2)

常勤理事長及び常勤常務理事の報酬

報酬 退職時の給与月額の80%を超えない額

※ 通勤手当、賞与は和順会給与規程に準拠し支給することができる。

別表1の(3)

評議員選任・解任委員の報酬

原則として無報酬とする

別表2

役員、評議員、評議員選任・解任委員の旅費

原則支給しないものとする。

※但し、役員、評議員としてその業務により出張する場合の旅費等については和順会旅費規程に準拠する。